小売参入全面自由化等に関する 御指摘について

平成26年2月13日 経済産業省 目次 1

1.需要家の選択肢の拡大のための方策について ... P.2

2. 送配電部門の中立性の確保について ... P.6

3. 将来の供給力確保の見通しについて ... P. 7

4. 電力先物市場の創設に関する考え方 ... P.9

1. 需要家の選択肢の拡大のための方策について

- 安定供給を確保しつつ、需要家の選択肢の拡大を図るためには、新規参入の促進と、広域的な 電源の有効活用の双方が重要。
- そのため、 卸電力市場の活性化、 小売市場における選択肢拡大、の両分野において、需要 家の選択肢の拡大に繋がる各種取組を加速化・具体化していく。



1. 卸電力市場の活性化

発電余力の卸電力取引所への売電

一般電気事業者が発電余力を卸電力取引所に売電する取組を 昨年3月から開始し、取引量が1.5倍に増加(前年比)。安全性 が確認された原発の再稼働が行われれば、余剰電力の卸電力 取引所への電源投入が更に拡大。

市場活性化状況のモニタリング

モニタリング(昨夏開始)を継続的に行い、十分な進展が見込まれない場合は、制度的措置を伴う卸電力市場活性化策を検討。

電気の卸売に関する規制の撤廃

第2弾の電事法改正で、卸売に関する規制(総括原価方式等)を撤廃。発電事業者から取引所や新電力への卸売の拡大を期待。

卸電力取引所の法定化

これまで私設・任意であった卸電力取引所を、第2弾の電事法改正で、不正取引の防止や国による市場監視のために法定化。

2. 小売市場における選択肢拡大

顧客情報活用の仕組みの構築

消費者が既存の電力会社以外から供給を受けやすいよう、新規参入者が顧客情報を活用できる仕組みを全面自由化までに構築。

スマートメーターの導入促進

スマートメーターの標準化は完了し、電力会社が2020年代早期までの全戸への導入を目標とする計画を策定済み。現在、同スケジュールの前倒しを検討中。小売事業者を切り替える需要家には、スマートメーターへの交換を遅滞なく行う。

広域的な電源の有効活用を促す託送料金制度

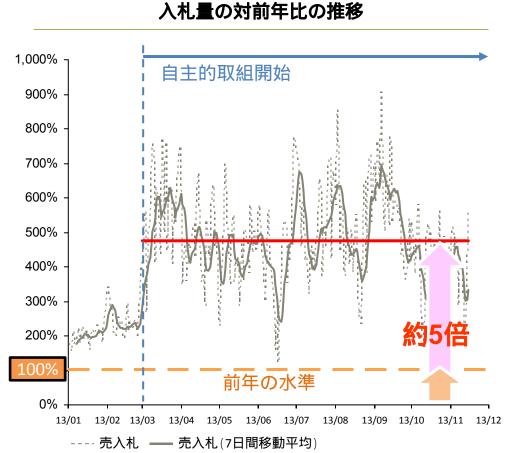
区域を越えて供給する場合であっても、託送料金が同一水準と なる仕組みとしている(現行制度を維持)。

消費者に対する適切な情報提供

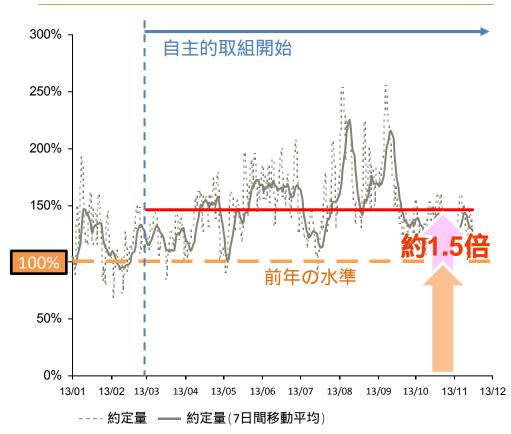
消費者が小売事業者を適切に選択できるよう、選択が可能になることや切替の方法などを広報する。

【参考】卸電力市場活性化の現状

- 競争促進のためには、卸電力取引の拡大により、電源の流動性が高まることが重要。そのため 既存電力会社の発電余力を卸電力取引所で売買する自主的取組を昨年(2013年)3月から実 施。
- その取組状況について、客観的なモニタリングを実施中。取引所への売入札量は前年比5倍程度に拡大。また、取引所での取引量(約定量)は約1.5倍程度で推移。



約定量の対前年比の推移



出所: JEPX HP(一般公開情報)

■ スマートメーターは送配電事業者が設置することを基本としており、所要の標準化も完了。各社の相互接続性の確保が図られており、新規参入者を含む全ての小売事業者がそのまま使用できる仕組みとなっている。

これまでの取組

スマートメーター本体が満たすべき基本的要件については、 決定済み。

(平成23年2月:スマートメーター制度検討会)

スマートメーターとHEMSの間は公知な通信方式を用い、 **メーカーが独自仕様を用いない**こととしている。

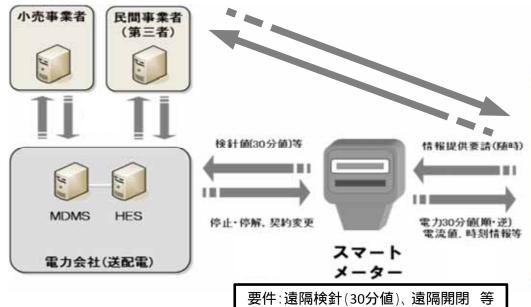
(平成25年5月:通信方式の詳細仕様等を定めた運用ガイドラインを策定)

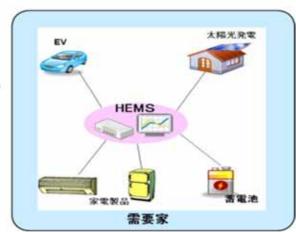
今後の対応

全ての電力会社が、スマートメーター本体の調達に当たり、 仕様を公開した上で、一般競争入札を行うことを表明済み (東京電力は、既に国内外に開かれた競争入札を実施済み。)

電力会社・新電力間のイコールフッティング確保の観点から、 電力システム改革と併せ、スマートメーターから得られる情報 の利活用ルールの整備を進める。

<スマートメーター及び関連システムの全体像>





スマートメーターの導入計画(2013年11月時点)

< 高圧: 約200万台、低圧: 約7,800万台 >

(年度)

		北海道	東北	東京	中部	関西
高圧	導入完了	2016	完了	完了	2016	2016
低圧	本格導入開始	2015	2014下期	2014下期	2015	開始済
	導入完了	2024	2024	2020末	2022末	2023
		北陸	中国	四国	九州	沖縄
高圧	導入完了	完了	2016	2016	完了	2016
低圧	本格導入開始	2015	2017	2014下期	2016	
	導入完了	2024	2026	2024	2025	

他電力並のスケジュール で対応できるよう、検討 を進めている。



現在、各電力会社において、導入の前倒しを含め、計画の詳細を検討中。

2. 送配電部門の中立性の確保について

- 今般の小売参入全面自由化は、現在の一般電気事業者の組織形態に変更を求めるものではないが、<u>第1</u> <u>弾改正法のプログラム規定</u>において、平成30~32年(2018~2020年)を目途に、<u>電力システム改革の</u> 第3段階として、「法的分離」の方式により送配電部門の中立性の確保を実施することとしている。
- 法的分離の実施に際しては、送配電会社に人事、予算等に係る行為規制(役員の兼職禁止、会計の独立、 差別的取扱いの禁止等)を措置。資本関係を解消する「所有権分離」の方式でなくとも、送配電ネットワーク の中立性を確保し、発電事業や小売事業における競争の促進に支障のないようにする。

法的分離 持株会社 送配電 地域独占・料金規制 ・供給責任を措置 (系統運用) 同一会社とすることも可能

送配電部門を別会社化。 営電力会社の場合、持株会 社形式等を採ることが想定 される。

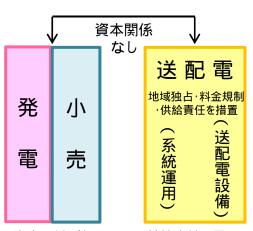
(仏・独(一部)で採用)

中立性確保のためのルール整備や監視を行う

送配電会社には<u>地域独占・料金規制・供給責任</u>を措置。 会社間で資本関係を有することは排除されない。ただ し、<u>送配電部門の中立性確保のためのルール</u>や規制 機関による監視が必要。

送配電部門が会社として独立することで、発電部門との利害関係が薄れ、時間とともに広域性・中立性が高まることも期待される。

所有権分離



資本関係が無いため、持株会社を置かない。

送配電部門の別会社化に加え、発電・小売会社と の資本関係も解消。電力 会社が国有の国での事例 が多い。

(英国、北欧で採用)

- 英:国営電力会社から 所有権分離
- 独:経営判断により、4 社中3社が所有権分離 (1社は法的分離)

グループー体としての資金調達を一定期間行えるような 経過措置等を講じることができないなど、電気の安定供 給を確保するために必要な資金調達に支障が生ずるおそ れがある。

資本関係の解消を強制して株式価値の毀損などが発生した場合、憲法第29条で保障される財産権の侵害に当たる可能性がある。

3. 将来の供給力確保のイメージ (2016年度の見通し)

■ 2013年度ピーク時電力需給(10社計)

需要: 16,277万 k W、 供給力: 17,923万 k W、 予備力: + 1,646万 k W (10.1%)

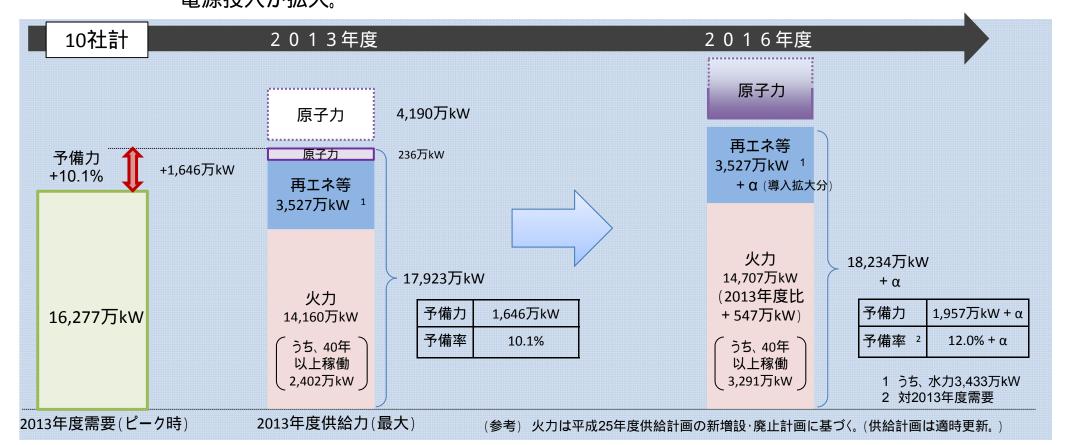
1.2016年度の小売参入の自由化以降の供給力の見通し

火力: + 547万kW(旧一般·卸の供給計画に基づく供給力増の見通し。新増設: +714万kW、廃止: 167万kW)。

再エネ等: 導入の抜本的拡大。

原子力:

安全性が確認された原子力発電所の再稼働が行われれば、余剰電力の卸電力取引所への 電源投入が拡大。



3. 将来の供給力確保のイメージ

2. 発電所建設に向けた主な動き(10電力以外)

F-Power: 袖ヶ浦市でガス火力発電所 (10万kW) の建設を発表 [運転開始:2014年9月]

扇島パワー: 川崎市でガス火力発電所の建設(41万kW)を決定 [運転開始:2015年度中]

新会社: 富士市で石炭火力発電所(10万kW)の建設を発表 [運転開始:2016年5月] ()三菱商事、日本製紙、中部電力の 合弁による発電会社

神戸製鋼所: 栃木県でガス火力発電所(140万kW)建設の環境アセス方法書を届出 [運転開始:2019年~2020年]

西部ガス: 北九州市でガス火力発電所 (160万kW)の事業化調査の実施 [運転開始:2020年度]

鹿島パワー: 鹿島市で石炭火力発電所(64万kW)の建設を発表 [運転開始:2020年]

常陸那珂ジェネレーション: 東海村で石炭火力発電所(<u>65万kW</u>)の建設を発表 [運転開始:2020年]

日本テクノ: 新潟県でガス火力発電所(7万kW)の建設を発表 [公表日:2013年10月]

(以下は、新聞・雑誌等の報道ベース)

川崎天然ガス発電: 川崎市でガス火力発電所(85万kW)の建設を検討 (報道日:2012年7月)

東燃ゼネ·静岡ガス: 清水市でガス火力発電所(100万kW)の建設を検討 (報道日: 2013年12月)

石油資源開発: 新地町でガス火力発電所(<u>50万kW以上</u>)の建設を検討 (報道日: 2013年11月)

日本製紙: 石巻市で石炭火力発電所(<u>10万kW</u>)の建設を検討 (報道日: 2013年8月)

3. 自家発設備の導入拡大

全国で1,000kW以上の規模の自家発:5,570万kW(平成25年9月末時点)。

2011年7月実施の自家発アンケート調査結果 によれば、売電していない者のうち、「余剰があり売電可」又は「余剰はあるが、系統制約等の理由により売電不可」と回答する自家発は288万kW。

対象設備:5,373万kW(平成23年3月末時点)のうち、回答のあった自家発は4,760万kW(回答率89%)

📫 卸電力取引の活性化や系統制約の解消等により、一定量を供給力として活用できる可能性。

4. 電力先物市場の創設に関する考え方

- 電力先物市場の創設については、安定供給の確保や適正な電力価格の形成に悪影響が及ばないよう、現物の電気の需給や取引に十分配慮した上で進めていくことが必要。
- そのため、 現物市場において取引の厚みが十分にある、 先物市場において実需に基づく取引が主体となる、という2点を確保した上で、電力先物市場における取引を可能とする。

【前提】

現物市場における取引の厚みが十分あること

□ 現物の卸電力取引所において十分な市場の厚みがあり、適切な価格形成がなされていることを確認 (厚みが無い場合は上場不可)

海外では現物市場の厚みが全需要の2~10%の 時点で先物市場を立ち上げ(日本は現在1%程度)

厚みがある場合に限り

【前提】

実需に基づく取引が先物市場の主体であること

- 電力先物市場への実ニーズがあり、参加者の過半数が当業者(電気事業者等)であることを確認
 - 当業者が半数以下の場合は上場不可)
- 金融機関等の投資家に対しては、取引できる量 の上限を、当業者よりも低く設定(建玉制限)

例えば原油先物市場(日本)では1/5程度に設定

当業者主体の場合に限り

上場を認可

□ 卸電力市場の活性化を図り、現物取引 の厚みを拡大する。

- □ 実需から乖離して急激な先物価格の変動が生じる場合には、取引を自動停止
- □ 当業者の比率が低下し、適正な価格形成に悪 影響が及ぶ場合には、金融機関等の投資家が 取引できる量の上限を引き下げ
- □ その他、電気の安定供給や適正な電力価格の形成に悪影響が及ぶ場合には、 広〈、電力先物市場や個々の取引参加者への停止命令等を発動することも可能。

【上場

後

上

場

認

可

時